

西郷村の人口及世帯数
(49. 2. 1 現在)

世帯数	2,423
人口	10,659
男	女
5,267	5,383

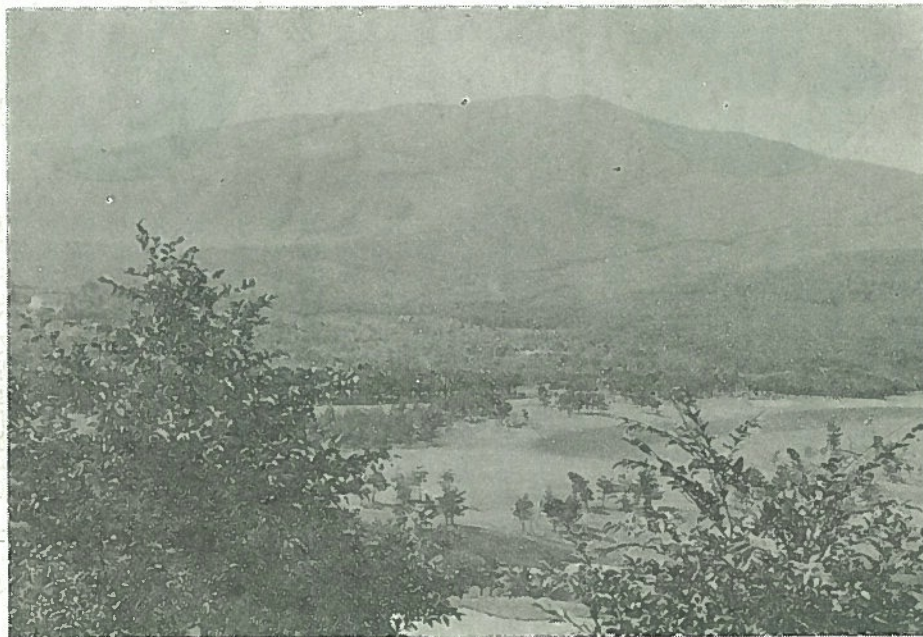


発行日 昭和49年2月28日発行

発行所
西郷村役場
(電話 02482)
白河(5)2121(代表)

編集発行
企画開発課

印刷所
ワタベ印刷所



国立少年自然の家建設決定

—— さわやかな那須・甲子高原に ——

「国立少年自然の家」とは、自然の中で生活する機会が少なくなった現代っ子たちに集団生活を通じ、自然のすばらしさ、人間性などを教えるのをネライとしている。

文部省は学制発布百年記念事業の一つとして48年度から49年度計画で首都圏に「国立少年自然の家」を建設する構想を明らかにしていたが、県・村ではこの候補地に甲子高原を上げて誘致に乗り出していたが、このほど正式に誘致が決定した。

那須・甲子高原は日光国立公園の中にあつて那須連峰の裾野に広がり雄大な景勝地で、自然環境に恵まれ、近くには湯量豊富な温泉郡をひかえ、温泉プールの活用、更に国設赤面山スキーも整備され、スキー、登山、キャンプ、ハイキングなどの野外活動を十分に行なうことができる。

これが完成すれば、首都東京からわずか一時間余(新幹線五十一分)と極めて交通の便よみだけに広範囲の活用が予想され、又村の観光開発の発展にも期待が持たれる。

年頭のあいさつ



村 長 佐藤 帰一

皆様明けましておめでと
うございます。

お元気で新しい年を迎
えられたことと思います。

昭和四十八年は皆様ご承
知のとおり国の内外に亘っ



村議会議長 相川 清衛

皆さん新年おめでとうご
ざいます。昭和四十九年の
年頭に当り謹しんでご挨拶
を申し上げます。

昨年の当初にも我が村の
発展の基礎となる課題につ
いて抱負等を申し上げ皆々

陽の国の特別老人ホームが
開設され、又高速自動車道
の開通を見ました。東北新
幹線の工事も着々進んでお
ります。又かねて待望して
おりました国立少年自然の
家も年末ぎりぎりになって
わが村に設置されることに
決定いたしました。皆様の
御指導御援助によるもので
あって、改めて厚く御礼申
上げます。

新しい年におきまして
は、村内のいろいろな事業
を急いで進めなければなり
ませんが、特に農業の土台

となる土地基盤整備は、更
に一段と推進しなければな
らないと思います。
生活道路としての村道改
良舗装は本年中に完了した
いと思ひます。
文教施設としては、特に
西郷第一中学校の改築、学
校プール、屋内体操場作り
保育所の設定は是非やりた
いと思ひます。
既存の企業、工場には更
に整備改善をお願いして新
しい時代に対応して載くと
ともに、村としましては、
勤労者のための住宅をたく

し財政面について相当敢し
い措置をするよう指示され
た模様であります。新年
度の予算編成に当っては更
に今後の長期にわたる経済
情勢の変化を充分把握した
上で村民福祉の重点事
業を中心に決定することに
なろうかと存じますが、た
だいたずらにためらうこと
なく勇氣と決断が要求され
る年となることでありまし
ょう。
待望久しかった東北高速
自動車道の開通は本村の経
済又は文化等の格差を縮め
るものであり、更に東北新
幹線も昭和五十一年度開通
を目途に現在、関係者及び

様のご協力
をお願い致
しました処
各種の事案
も概ね目的
達成にもう
ひと押しと

地権者の協力によって着々
と進捗中でありますので、
之等全国的に類のない大動
脈を有する本村は開発の拠
点となる処のインフラチェ
ンジ及び新白河駅周辺の整
備は勿論のこと、基幹道路
の整備と徹底した交通安全
対策、農工一体を計る為の
工業団地の整備、水資源確
保の為の多目的ダムの建設
学校教育、社会教育、幼児
教育等の一貫した施設の充
実等は目下の急務と考えら
れます。更に、都市近郊型
農業の振興と甲子方面の観
光開発と提携した観光農業
の推進等課題は山積してお
ります。之等の諸問題の早

方向に向うと思ひますが、
これも物価抑制、インフレ
をおさえるため、必要なこ
とと思ひます。皆さんと共
にしのぶべきはしので、
この困難な時を突破したい
と存じます。
新しい年を迎えて私は議
員の皆様の御協力を得て、
職員と共に、一生懸命努力
することを誓ひ申し上げます。
期解決の為には村当局と常
に連絡を密にし充分に協議
をつくり、石油危機の影響
を最小限度に止めることこ
そ我々議会議員に与えられ
た使命であると考えられま
すので、止まることのない
村発展の為に最大の努力を
致す覚悟でありますので、
村民の皆さんにおかれまし
ても絶大なご支援とご協力
をお願い申し上げます。
終りに村民各位の益々ご
健康とご繁栄をお祈り申し
上げて年頭のご挨拶と
致します。

+

+

新学期がもうすぐ

小学校新入生名簿できる

西郷村教育委員会では村内小学校一年入学児童の名簿の作成を急いでおりましたが、このほどできましたのでお知らせします。
この名簿に洩れている方、又は名前等に誤りがありましたときは、教育委員会まで至急お知らせ下さい。
今年度の一年生は総数現在のごろ百五十四名となっております。

入学予定者名簿

昭和49年度

柏野	和知勝美	大高正人	円谷安正	田辺敏捷	渡部義男	田辺光雄	金沢康二	根本益男	藤田東寿	小林芳広	小林芳正	小山朝市	佐川良吉	吉田豊	相山喜昭	菊地国雄	小針胖	米	米	郷落名	保護者名	児童名																
折口原	和知邦輝	藤井正之助	岩崎源治	仁平春雄	鈴木久芳	鈴木重雄	須藤保夫	秋山登	秋山栄	富永福太郎	室井昭一郎	班目ツルヨ	班目ツルヨ	栗田とし子	国井甚作	人見正男	班目正吉	神庭国衛	室井一男	添田賢治	堀内鶴吉	白岩征治	大塩久義	近藤忠一	近藤照雄	鈴木晴雄	鈴木正男	近藤八	折口原									
三獄建吉	和知邦輝	藤井正之助	岩崎源治	仁平春雄	鈴木久芳	鈴木重雄	須藤保夫	秋山登	秋山栄	富永福太郎	室井昭一郎	班目ツルヨ	班目ツルヨ	栗田とし子	国井甚作	人見正男	班目正吉	神庭国衛	室井一男	添田賢治	堀内鶴吉	白岩征治	大塩久義	近藤忠一	近藤照雄	鈴木晴雄	鈴木正男	近藤八	折口原									
文道	高子	勝也	友枝子	茂美	明美	里美	忠幸	正治	栄行	栄一	和子	裕子	浩一	卓矢	正三	雄二	サヨ子	真吉	忠雄	公夫	久光子	夏光	忠男	愛次	克之	俊之	雅之	光明	折口原									
堂地昭則	鈴木三啓	村上啓子	鈴木徳四郎	新井尚年	西岡信夫	金内勝弘	山下哲	伊藤清美	鈴木信行	室井俊宏	宮崎良森	酒井常雄	檜原常雄	久保木襄一	大河原昭雄	河合仁	佐藤尚武	大桃正行	黒沢孝伊	酒井正行	石田チヨエ	鈴木義助	鈴木英策	金沢勇二	鈴木宏一	保坂通安	遠藤富男	南条三郎	関根一	黒須一郎	富山武美	三木岩夫	穂積完寿	近藤英爾	天倉義則	真船喜十	飛知和俊	山本洋司
典子	康宏	真由美	耐三子	利好	美子	礼子	俊哉	京江	庸男	正学	哲子	敬子	いづみ	弘子	雅子	慶子	順子	健一	隆夫	幸浩	勝章	恵美子	美佳子	勝子	ゆかり	信幸	夕幸	夕幸	由美	修一	好紀	幸恵	雅幸	原中	山本洋司			
川谷	川谷	芝原	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又	一の又
鈴木勝夫	木村三啓	村上啓子	鈴木徳四郎	新井尚年	西岡信夫	金内勝弘	山下哲	伊藤清美	鈴木信行	室井俊宏	宮崎良森	酒井常雄	檜原常雄	久保木襄一	大河原昭雄	河合仁	佐藤尚武	大桃正行	黒沢孝伊	酒井正行	石田チヨエ	鈴木義助	鈴木英策	金沢勇二	鈴木宏一	保坂通安	遠藤富男	南条三郎	関根一	黒須一郎	富山武美	三木岩夫	穂積完寿	近藤英爾	天倉義則	真船喜十	飛知和俊	
和彦	三義	淳一	里美	明美	健一	恵美子	見弘	哲人	みゆき	信也	京子	照良	千佳子	正昭	慶太	忠義	尚美	秋江	君江	マ江	義二	則二	美由紀	英幸	宏子	順子	富二	さとみ	尚美	賢博	明弘	千鶴	志津枝	浩二	惠美子	祥子		

「太陽の国」職員募集

県社会福祉事業団では、合福祉施設「太陽の国」の職員を募集しております。職種は七月開設予定の身体障害者療護施設「寮母」二十七名、応募資格は十八才以上四十五才までの健康な女子で学歴や経歴は問いませんが、夜勤の出来る人に限ります。希望者は履歴書一通を添えて三月三十一日まで役場住民課まで申込み下さい。試験は四月十七日に県庁で行なわれる予定です。

川谷坂井周平	甲子梯三睦幸	一の又操子	有賀孝治	古川勲	由美美	山崎広	奈加子	真船勝次	道弘	渡辺正行	明宏	佐藤達夫	鶴見寿郎	俊介	加藤光希	光明	古川和美	由明	酒井良安	正明	穂積毅	あゆみ	鴉巢徳蔵	温子
--------	--------	-------	------	-----	-----	-----	-----	------	----	------	----	------	------	----	------	----	------	----	------	----	-----	-----	------	----

相川清衛氏園遊会に招待される

—西白河郡内では始めて—

去る十月三十一日、赤坂御苑において天皇皇后両陛下御催しの園遊会に自治功勞者として招待されました。これは西白河郡では始めてもちろん西郷村でも始めての榮譽である。

氏は人も知る村議會議員歴一九九年、現在は議長であり、西郷二中PTA会長、西白河地方衛生処理一部事務組會議員、白河・白河觀光一部事務組會議長、新甲子国民宿舎経営組會議員、県立少年自然の家運営委員西郷村体育会設立など村内で活躍している。一方、福島県西郷村議會議長、福島県

PTA連絡協議會會長、東北地方開發協議會理事、福島県社会教育委員、福島県交通安全協會白河副支部長、都道県町村議會議長會政策審議



來たる十月三十一日赤坂御苑において天皇皇后両陛下御催しの園遊会にお招きになりますから
御案内申し上げます
昭和四十八年十月八日

宮内庁長官 宇佐美 毅

福島県西郷村議會議長 相川清衛殿

同 令夫人

委員と幅広く要職につかれています。
これらの幅広い活躍が認められ、このたび自治功勞者として園遊会に招かれたものである。ご承知の通り西郷村は東北自動車道に伴

村議會議報

—第四回定例会より—

十二月十八・十九日、村議會議第四回定例会が開かれ補正予算や職員の給与条例など十案件が上提され、いずれも原案どおり可決されました。

◆議會議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例の一部改正について

これは地方公務員の災害補償法の一部改正に伴ないこれに準ずる改正を行なうとするもので、その内容は通勤途上の災害についても公務災害に準じた補償をしようとするものと、葬祭費の額の最低限を確保しようとする措置の二点です。

◆職員給与に関する条例の一部改正について

これは去年八月の人事院勧告に基づき国家公務員の給与に関する法律の改正が行なわれましたので、これに準ずる条例の改正を行なうものです。

◆職員給与に関する条例の一部を改正する条例の

なりインターチェンジ、東北新幹線新白河駅の決定など今までにない急速な開発が進められようとしておりこれからの氏の指導力が期待される。

一部改正について
これは国家公務員の寒冷手当支給規則の改正にともないこれに準じて、所要の改正をしようとするものです。

◆昭和四十八年度一般会計補正予算
現在のわが国内外の情勢は正に非常時態でありまして、物価の高騰、石油を中心とする諸物資の不足は深刻なものがあります。

これがため、政府においても年度中途に於て大幅な政策の転換を余儀なくされこの影響が本村の財政に及びおそれなしとしない現況です。これがため、現段階におきましては、歳入面において、極力ひかえ目の見積りをし、且つ予備費も十分計上し、不測の事態に

備えるとともに、歳出面に於ては不急の需要はこれを留保し、物資の節約に努め予断を許さない現時局に対し、弾力的運用をはかるべき配慮を以って編成したものであります。その結果、今回五千七百五万五千円を加え、歳入歳出それぞれ九億九千三百三十三万八千円とするものです。

これを歳入から見ますと村民税の法人制で一千五万九千円補正しております。これは、今年度の企業収益の大幅な伸びを物語るものです。又、固定資産税におきましても二千二百七十一万二千円の増をしております。

これは新築家屋、企業の施設の増新設、法の改正による評価額の伸び等が原因です。娯楽施設利用説で六十三万五千円の増でありますが、ゴルフ場入込客の大幅なアップと税率の改正が原因です。地方交付税では一千万円を計上致しましたが、これは今後に於て交付される等の普通交付税再算定分と特別交付税の中で堅実な数字を見込んでここに計上したものであります。

その他大きなものでは国庫補助金の中、熊倉高助線道路改良補助金として新たに六百万円が計上されました。



ゴミ公害をなくしよう

た。以上が歳入の主たるものです。
次に歳出についてであります。今回の給与条例の改正による人件費の増額は二千五百十六万円であり、その他、行政事務の活発化と物価の高騰による物件費の伸び、年度中途における補正が為されております。特に熊倉高助線道路改良工事で百万円の追加補正が為されたのは、補正事業の中大きなものです。

次に国保、簡易水道、有線放送電話の三つの特別会計につきましては、それぞれ給与改定に伴なう人件費の伸びが計上され、その他簡易水道では各地の配水管布設工事費が、有線放送電話では各種工事に伴なう電話線の移設工事関係の補正が為されております。

◆白河地方土地開発公社定款の一部改定について
これは公有地拡大の推進に関する法律の一部改正により公社の業務の範囲が拡充整備されたので、これに基づいて定款の一部を改正するものです。

その他大きなものでは国庫補助金の中、熊倉高助線道路改良補助金として新たに六百万円が計上されました。



◇福島県消防賞じゅつ金組
合規約の一部改正につい
て
これは喜多方市、須賀川
地方庁域消防組合、南会津
地方庁域市町村圏組合の組
合加入を認めるべく改正を
しようとするものです。
◇福島県旧市町村職員恩給
組合資産管理組合の解散
について
これは昭和三十七年、地
方公務員共済組合法の制定
により、旧恩給組合の資産
は独自に有効な運用により
これを活用すべく、資産組
合を設立して現在に至った
のですが、恩給の支給基準
の年々増額により市町村職
員共済組合に支払うべき追
加費用が著しく増大し、
資産の額も運用困難なまで
に減少して参りましたので
この際組合を解散し、福島
県市町村職員共済組合に権
利義務を委譲しようとする
ものです。

◇村道の設定について
これは虫笠から北小萱に
至る開拓道路が西白河開拓
農協の解散にともない村に
移管されることになってお
りましたので、今回これを
村道に認定しようとするも
のです。

建設課とは、その字のと
おり、村の建設事業に関す
ることを担当する課で、い
わゆる村の建設事業の多く
をこの課で担当します。
例を上げれば、学校建設
も道路、橋を作るのも補修
も又皆さんの部落の公民館
を作るのもこの課の担当で
す。

各課紹介

建設課

今月は建設課をご紹介します。
ましよう。

- ▽課長 植木 喜一
- 建設課には管理補修を担
当する管理係と建設を担当
する工務係とがあります。
以下各係の仕事の内容を
ご説明しましょう。
- ◇管理係長 伊藤 亮二
(四名)
- ・村有建造物の営繕に関す
ること
- ・道路、橋梁及びこれに属
する構築物の管理に関す
ること
- ・準用河川の管理に関する
こと
- ・道路、橋梁、準用河川の
使用及び占用認可に関す
ること
- ・建設車輛機械の管理に関

- ・道路標識に関すること
- ・建築基準に関すること
- ・道路愛護会に関すること
- ・道路及び準用河川の境界
に関すること
- ▽工務係長 高崎 武雄
(五名)
- ・公共施設の設計管理に関
すること
- ・道路、橋梁の建設に関す
ること
- ・水路、井堰の建設に関す
ること
- ・農業土木に関すること
- ・学校、公営住宅等村有建
設物の建設に関すること
- ・部落公民館等公共建造物
の建設に関すること
- ・準用河川の改修に伴なう
設計管理及び建設に関す
ること
- ・以上が建設課の仕事に要
約されます。
- ・皆さんの生活道路の舗装
に全力を上げておりますの
で、皆様のご協力をお願い
します。

●児童手当の支給対象と
なる児童の範囲がひろ
がります
児童手当については、こ
れやで十八才未満の児童を
三人以上養育しており、そ
のうちの一人以上が昭和四
十八年四月一日現在で、十
才未満の児童に対し支給さ
れておりましたが、昭和四

十九年四月一日からは、そ
の範囲がひろがり次のよう
になります。十八才未満の
児童を三人以上養育してお
り、出生順に数えて三人目
以降の児童が中学校を卒業
するまでの児童に対し支給
されるようになりました。
このため四月から新たに
該当すると思われる方や、
現在の額より児童手当の額

がふえる方は、福祉年金係
までおそくとも三月中旬ま
でに請求の手續きをして下
さるようお願いいたします
なお、公務員と三公社に
勤めている方は、勤め先に
申しでて下さい。
今回の改正点を例示いた
しますと次のようになります。

●国民年金の所得比例制
度に参加しましょう
国民年金の所得比例制度
は「より高い保険料を納め
て、より高額の年金を受け
とりたい」という強い要請
に応じて設けられたもので
す。この制度は定額保険料
九〇〇円のほかに所得比例
保険料四〇〇円を納めると
その納めた期間に応じて、
一定の額が上積みされた年

4月から新たに児童手当を受けることができ
る人と児童手当の額がふえる人との例
3月までは3,000に の数を
かけた額です
4月からは3,000円に と
の数をかけた額になります。

がふえる方は、福祉年金係
までおそくとも三月中旬ま
でに請求の手續きをして下
さるようお願いいたします
なお、公務員と三公社に
勤めている方は、勤め先に
申しでて下さい。
今回の改正点を例示いた
しますと次のようになります。

金を受けられるものです。
たとえば老令年金を受ける
たに、二十五年間保険料を
納付することが原則ですか
ら、定額保険料を二十五年
所得比例保険料を二十五年
納めると、定額部分の年
金額二十四万円(月額二万
円)と、所得比例部分の六
万円(月額五千元)とを合
算した年金額三十五万円(月
額二万五千元)を一生受け

新たに児童手当を受けることができる人
児童が16歳、14歳、 12歳 の3人の場合
4月から 3,000円×1=3,000円
児童手当の額がふえる人
児童が16歳、14歳、 12歳、 7歳 の
4人の場合
3月まで 3,000円×1=3,000円
4月から 3,000円×2=6,000円

がふえる方は、福祉年金係
までおそくとも三月中旬ま
でに請求の手續きをして下
さるようお願いいたします
なお、公務員と三公社に
勤めている方は、勤め先に
申しでて下さい。
今回の改正点を例示いた
しますと次のようになります。



手まめに消そう
不要な電気

毎月第三日曜日は
一家そろって
家庭の日

ることになります。最近の
統計によると六十五才の人
の平均余命は、男子が十三
年、女子が十六年となっ
ていますから、納めた所得比
例保険料の額十二万円(二
十五年納付)の数倍となっ
て返ってくることになりま
す。また、この年金額は経
済成長に伴なう生活水準の
上、年にあわせて増額され
ますので非常に有利な制度
です。加入の手續きは役場
にある申込書に記入して提
出する簡単な方法です。ま
た、保険料の納め方は定額
保険料の九〇〇円と所得比
例保険料の四〇〇円をまと
めて一ヶ月千三百円を納め
ていただくことになってい
ます。手数のかからない所
得比例制度に加入して、よ
り高額の年金を受け、老後
を豊かにいたしましょう。

福島県資源節約県民運動実施中 限りある資源で豊かな生活を

期間 昭和四十八年十二月三日〜当分の間

目的

資源、エネルギーの不足は、もはや放置できない世界的な課題となりつつあるとくに資源の乏しい日本にとっては猶予のできない国民問題である。高度消費社会の中で「消費は美德」「使い捨て時代」の風潮が習慣化し、すべての資源が無尽蔵であるかのように錯覚し、今日の物資不足を招来した。我々はこの深刻な事態に対処するため、これまでの消費行動を反省し「限りある資源で豊かな生活」をスローガンに県民総ぐるみの資源節約運動を積極的に推進するものです。

運動方針

本運動は県内の官公庁をはじめ企業、事業所、商店諸団体、学校及び家庭など県民一丸となって目的達成のため資源エネルギー節約に関する諸施策、及び資源の再利用及び再生可能品の回収促進に積極的に協力し本要領に基く事項を強力に推進するものです。

◎官公庁関係における節約対策

(ア)電力の節約について
・窓際は原則として消灯する。

・休憩、休息時間は消灯する。

・構内外灯を間引き消灯する。

・同一部屋で残業をする場合は、一カ所に集まって行なう。

・事務機用電源については空転時間をなくすために原則として使用時間を指定する。

又、電熱器の利用は原則として禁止する。

(イ)石油の節約について
・暖房温度は二十度に落とす。

・公用車の使用について(管内出張を除いて)公用車による出張は制限する。

・経済速度を厳守する。職員の送迎車は廃止する。

・マイカーについて(マイカーによる出張は原則として禁止する。マイカーによる通勤は自粛する)

・日曜ドライブは自粛すること。

(ウ)紙の節約について
・原則として両面印刷する

・印刷総数を再点検する。

・事務用紙の質を一ランク落とす。

・購入している定期刊行物はその利用度を勘案しながら、その種類及び部数を再点検する。

・内部会諸用の封筒を発生し出席者は風呂敷とする。
・高価なコピー印刷(ゼロックス等)について枚数を厳しく制限する。
・古紙の再利用のため選別回収箱を設置する。

(エ)ガスの節約について
・湯わかし施設は各階ごとに一カ所に制限する。

(オ)その他、事務用品の節約について

・月一回各自の机及びロッカーを点検し、死蔵されているものの活用をはかる。

・メルカーで使用する輪ゴム及びゼムクリップを回収するために各課でメルボックスに入れておく。

◎民間の各工場、事業政、商店、ビル、風俗営業等における節約対策

・資料の印刷は両面使用につとめ、資質を低下する使用済用紙の裏面利用につとめること。

・過剰包装をやめ、簡易包装につとめること。

・パンフレット、チラシ、ダイレクトメール、折込み広告の自粛につとめること。

・諸用紙、文具、消耗品材の過大購入の抑制、書類袋封筒使用の省略。

・節水、節電話につとめる

◎一般家庭における節約対策

・古雑誌、古新聞、段ボールなど古紙の回収に協力すること。

・紙類、紙袋などの節約をはかるため、買物、諸会合には風呂敷を利用すること。

・空カン、空ビンなどの回収に協力すること。

・地域ごとに使用可能品の交換バザーを開催するなど再利用につとめること。

犯罪をみた
きいた
知った時は
一一〇番へ

「良質材で有利な山造り」

良質材の需要が年々伸びております。しかも高値を呼んで、普通材との格差がますます大きくなっている現状です。木材を有利に販売するため、地域ぐるみで良質材の生産をしよう。

一、良質材とは

無節、通直な材、目づみ丸い材、年輪のそろった材

二、良質材をつくるには
スギ、ヒノキをヘクター

ル当り四、〇〇本植えて
病木や不良木を伐採し、枝打ちを三回実施します。

・第一回の枝打ちは、根本八cmになったら二m位まで打ち上げる。

・第二回目の枝打ちは、枝下の直径が八cmになったら又、二m位まで打ち上げる。

・第三回目の枝打ちは、第二回目と同じ方法で実施する。

良質材をつくるには、常に幹の直径八cmのところを枝をつけておいてはならない。

このような枝打ちをするのは一〇・五cm角で、長さ三mの無節の材を一本の木から二本生産することを目標とするからです。

三、実施期間
樹木の生長休止期である十一月から翌年三月までの

間がよい(特に早春の樹液流動の直前がもっとも良い)

四、巻込を早くするために器具を幹に接し、樹皮をえぐるよう、且つ、なめらかに枝を切断する。

・両刃の鋭利なナタ、オノ
枝打ちカマ、枝打ちノコ

(刃の細いもの)及びはしご等を用いる。

五、枝打ちの登録制度
枝打ちの実施したら森林組合に登録しましょう。将来販売するとき有利になります。

六、地域ぐるみの良質材生産
個々に生産するよりは、地域ぐるみで大量に、しかも継続的に生産することによって販路が安定され、有利な販売ができます。

以上要点のみですが、なお詳しいことは林業事務所役場、森林組合にご相談下さい。

